

域内事業者の稼ぐ力を育む域外商流構築業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、赤井川村が実施する「域内事業者の稼ぐ力を育む域外商流構築業務」の委託に際し、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業務名 域内事業者の稼ぐ力を育む域外商流構築業務
- (2) 業務場所 赤井川村内 他
- (3) 業務内容等 別紙「域内事業者の稼ぐ力を育む域外商流構築業務仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月30日まで
- (5) 提案上限額 13,255,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

※提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 公募型プロポーザル参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ① 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店・営業所等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店・営業所等の拠点を有するものを、その構成員に含むものであること。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第167号)第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものではないこと。
 - ③ 赤井川村の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成9年赤井川村訓令第4号)第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
 - ④ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - ⑤ 国税、都道府県税、市町村民税を滞納している者ではないこと。
 - ⑥ 過去3年間(令和5年度～令和7年度)、北海道内において、本件業務と類似する業務を受託した実績を有すること。(コンソーシアムで参加する場合は、構成員のいずれもが実績を有していること。)
 - ⑦ コンソーシアムの構成員が単体の法人として重複参加する者ではないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

参加資格を審査するため、次に掲げる書類（各1部）を5に掲げる参加申込書とともに提出すること。

- (1) 誓約書(様式1)
- (2) 参加申込事業者の概要調書(様式2)
- (3) 道内に支店、事務所又は事業所を有することを証明する書類（登記事項証明書等(写し可)）
- (4) 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税に滞納がないことが分かるもの）
- (5) 印鑑証明書（3ヶ月以内のもの。写し可）
- (6) 協定書の写し(コンソーシアムの場合に限る。)

※コンソーシアムの場合は、(2) から (4) の書類は構成員すべてに関して、(1) 及び (5) に関してはコンソーシアム代表の者が提出する。

4 契約締結までの日程

参加申請受付開始から契約締結までの日程は概ね次のとおりとする。なお、都合により変更となる場合がある。

日程（予定）	内 容
令和8年5月13日（水）	参加申請受付開始
令和8年5月22日（金）	質問受付期限
令和8年6月3日（水）	参加申込書受付期限
令和8年6月4日（木）	参加者選定決定の通知
令和8年6月10日（水）	企画提案書の受付期限
令和8年6月12日（金）	選考委員会（プレゼンテーション）
令和8年6月中旬	契約候補者選定結果の通知・公表
令和8年6月下旬	業務委託契約の締結

5 担当課及び連絡先

本プロポーザルの担当課及びすべての書類提出先は次のとおりとする。

〒046-0501

北海道余市郡赤井川村字赤井川 318 番地 1

赤井川村健康支援センター 官民連携・地方創生グループ 担当:高松・横井

電 話 : 0135-34-6211 F A X : 0135-34-6644

電子メール : hokenfukushika◆vill. akaigawa. lg. jp

※メールアドレスは◆を@に変換してください。

6 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月13日（水）から令和8年6月3日（水）午後5時15分まで

(2) 提出方法

担当課へ持参、郵送又は親書便とする。(当日必着、FAX又は電子メールによる提出は認めない。)

(3) 提出書類 (各1部)

- ア 参加申込書 (様式3)
- イ 業務実施体制調書 (様式4)
- ウ 配置予定者の経歴調書 (様式5)
- エ 会社概要が分かる書類 (パンフレット等) ※コンソーシアムの場合は、全構成員分

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年5月13日(水)から令和8年5月22日(金)午後5時15分まで

(2) 受付方法

担当部署へメール又はFAXにて提出すること。

(3) 留意事項

審査方法及び審査基準に関する質問には回答しない。

(4) 質問に対する回答

一括して取りまとめ、質問者及び参加申込者へメールにて回答します。

8 参加資格の審査

提出書類により参加資格を審査し、令和8年6月4日(木)に参加申込者すべてに選定結果を書面で通知する。なお、選定結果に対する異議は一切受け付けない。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年6月10日(水)午後5時15分まで

(2) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

(3) 提出方法

担当課へ持参、郵送又は親書便とする。(当日必着、FAX又は電子メールによる提出は認めない。)

(4) 提出書類

- ア 企画提案書表紙 (様式6)
- イ 業務工程表 (任意様式)

ウ 企画提案書（任意様式 15 ページ以内）

※仕様書の業務内容からそれぞれの項目について、赤井川村の特性を踏まえ、具体的な取り組み手法を記載する。

エ 参考見積書（任意様式）

オ 参加申込書等（事前に提出している一式の写し）

10 企画提案の審査

(1) 選定は、赤井川村職員で構成する選定委員会で審査し、選定する。

(2) 選定委員会は、次の評価基準により評価し、最良の提案をした者を契約候補者として決定する。

<評価基準>

審査項目	評価の観点	配点	
業務遂行能力	(1) 提案者、担当者の実績・能力	・提案者および配置する担当者の業務実績から、円滑かつ確実な業務の遂行が可能と判断できるか。 ・プレゼンテーションにおける担当者の説明・応答の的確さ、知識、技術力、コミュニケーション能力は、業務の遂行にあたって十分か。	15
	(2) 業務実施体制	・業務スケジュール、配置する人員体制について、円滑かつ確実な業務の遂行が可能と判断できるか。 ・村の要請や協議等に対し柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・過去の業務実績は、地域団体等との連携がなされているか。	15
提案内容の妥当性等	(1) 業務に対する理解度	・業務目的を理解し、業務内容が適正になされる手法となっているか。 ・地域団体等との連携による実現性の高い提案がなされているか。	20
	(2) 知識・経験・独自性	・首都圏や北海道内における地域商品のプロモーションの実施内容やその手法は適切か。 ・新たな地域商品の販路へとつながる地域商品のマッチング機会創出の実施内容やその手法は適切か。 ・域内事業者に対する経営課題ヒアリング、課題整理の実施内容やその手法は適切か。 ・企画全般の着眼点や発想に独自性があり、優れているか。 ・業務における KPI 達成の具体性を有しているか。	40
	(3) 波及効果	・業務実施により、地域産業以外への波及効果が期待されるような提案となっているか。（教育分野、福祉分野等）	5
	(4) 価格評価	・業務に対して見積額やその内容は、提案上限額に対して適切であるか。	5

11 プレゼンテーション

(1) 実施日（予定）

令和8年6月12日（金）（詳細は事前に通知）

(2) 実施場所

赤井川村健康支援センター 住所 余市郡赤井川村字赤井川 318 番地 1

(3) 実施時間

1 社につき企画提案内容の説明を 30 分以内で行い、その後 20 分程度質疑応答を行う。

(4) 参加人数

1 社につき 3 名以内とする。

(5) 実施方法

パワーポイント等によるプレゼンテーションとする。スクリーン及びプロジェクターは村において用意するが、パソコン等その他必要な物は各自が用意すること。

(6) 資料

選定委員会が使用する資料は、事前に提出された参加申込書及び企画提案書とする。プレゼンテーションは参加申込書及び企画提案書をもとに行うこととし、追加の提案及び追加資料の配付は認めない。

12 契約候補者選定結果の通知等

(1) 審査後、企画提案者すべてに選定結果を書面で通知する。なお、選定結果に対する異議は一切認めない。

(2) 審査結果については、村のホームページにおいて最良提案者を除き、評価点を匿名において公表する。

13 契約の締結

契約候補者に特定された者と仕様書及び業務提案書類を元に協議を行い、随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、契約候補者との協議が調わない場合、その他契約候補者と契約締結ができない場合は次点者と協議を行う。

14 支払条件

令和 8 年度 完了払

15 その他

(1) 参加者は、本実施要領に定めるもののほか、関係法令の規定を遵守すること。

(2) 本プロポーザルに係る一切の費用については、参加者の負担とする。

(3) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に無断で使用しない。

(4) 提出書類は、返却しない。

(5) 提出期限以降における書類の追加、差替え及び再申請は認めない。ただし、参加資格又

は業務履行実績確認のため特に必要あると追加提出を指示する場合はこの限りではない。

- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたと認められる場合並びに選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) 本実施要領に適合しないと認められる場合並びに指名停止措置を受ける場合など、参加資格が欠けることとなった場合、失格とすることがある。
- (8) 本プロポーザルに関する異議申し立ては認めない。